

○14番（大崎 潤子君） 日本共産党の大崎潤子でございます。

昨日の大雨がうそのように青空が広がっております。町内では被害はありませんでしたが、台風で被害を受けられた皆さんの気持ちを思うと大変心が痛みます。

本題に入る前に、少しだけ平和について語らせていただきます。

戦争をさせない、9条を壊すな、総がかり行動実行委員会のもと、8月30日に国会10万人、全国100万人の大行動が成功し、私もいなべの地で戦争法反対の凱旋行動を行いました。命を産み育てる母親として、この戦争法案を許すことはできません。憲法9条の平和主義を大切にす政治の実現を求めて頑張りたいと思います。

今回の一般質問は1点目、介護保険について、2点目、オレンジバスについて、3点目、地方創生について質問をいたします。明快な答弁のほど、よろしく願いをいたします。

最初に介護保険について。

安倍政権の社会保障改革の中でも最も大幅な給付抑制が断行されようとしています。介護保険制度改革であり、今回の介護保険法の改定だと思います。予防給付の見直しで要支援者への訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村事業である地域支援事業・新総合事業に段階的に移行するというものであり、事業の内容や基準、市町村の裁量に委ねられることとなります。

また、財源にも問題があります。75歳以上の後期高齢者数の伸び率、年間3～4%を勘案した額に抑えるとしています。現在の予防給付の自然増は年間5～6%の伸びですから、実質的に要支援者に対する事業費を年間3%ずつ抑制していくことを意味しているのではないのでしょうか。これではまともな事業ができると思われません。

また費用負担の見直しとして、一定以上の所得を有する方にかかる利用者負担の割合を2割に引き上げます。補足給付の支給要件についても、所得のほか、資産なども勘案されることになりました。

そこで次の質問をいたします。

- 1、現在の要支援サービスの継続を保障すること。
- 2、利用者のサービス選択権を保障すること。
- 3、利用者の負担を現行より軽減すること。
- 4、要介護認定権を侵害しないこと。
- 5、サービスに見合った単価を保障すること。
- 6、必要な総合事業費を確保すること。

7、多様な主体による多様なサービス、地域での支え合いは自治体が責任を持ち、住民参加を得て整備をすること。住民主体サービスを削減の手段としないこと。

以上、生活福祉部長の答弁を求めます。

○議長（山本 陽一郎君） 松下生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） 大崎議員の介護保険についてのご質問にお答えいたします。

本町においては介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業を、平成29年4月からの実施に向け、準備に取り組んでいるところでございます。

新総合事業については、地域包括ケアシステムの構築の一つの取り組みとして、市町村が中心となって、地域の実情に応じてボランティア、NPO法人、民間事業者等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指し、実施するものでございます。

1点目、2点目の現在の要支援サービスの継続及び利用者のサービス選択権につきましては、既存サービスに合わせて多種多様なサービスを新たに位置づけ、利用者の状態等に合ったふさわしいサービスを選択することが可能となります。

3点目の利用者負担につきましては、現行サービスに相当するサービスの利用者負担は、介護給付の利用者負担割合である原則1割ないし2割を下限として市町村が定めることとされており、また、その他のサービスにつきましては、市町村が適切に設定することとされており、したがって、サービスの内容や時間、基準等を踏まえつつ、利用者負担を定めることといたします。

4点目の要介護認定の申請権につきましては、まず、窓口で利用相談の際、相談の目的や希望されるサービスをお聞きするほか、新総合事業などの説明を行います。

次に訪問系・通所系のみ利用を希望される場合は、基本チェックリストをもとに、介護予防ケアマネジメントによりサービス利用を進めます。

一方、訪問看護や福祉用具貸与などの予防給付によるサービスを希望される場合は、要介護認定等の申請を行い、介護予防サービス計画により、予防給付と新総合事業の利用を進めます。

窓口以外においても、家族や民生委員からの相談により、地域包括支援センターが自宅等へ訪問し、相談内容に応じて基本チェックリストによる確認、要介護認定等の申請をお受けします。

いずれの場合においても、利用者の相談内容を十分聞き取り、状況に応じた支援が行えるよう努めてまいります。

5点目のサービスに見合った単価につきましては、新たなサービス単価は、現行のサービス単価等を参考に、それぞれ新たなサービス内容に応じた単価の設定を予定しております。

6点目の必要な新総合事業費の確保につきましては、事業費は介護保険の地域支援事業費の中で財源確保いたします。第6期介護保険事業計画において、平成29

年度については事業費として3,600万円程度を、必要な事業費として計画してございます。

7点目の多様な主体による多様なサービス、地域での支え合いにつきましては、住民の皆さまの参加なしでは成し遂げることはできません。既にサービスをご利用の方をはじめ、住民の皆さま、介護サービス事業者など、多くの関係者と事業の内容や目的について共通認識を持つための周知啓発の取り組み、さらには多種多様なサービスの受け皿となる基盤の整備が重要となってまいります。

このため、地域で支え合う生活支援の開発や担い手の育成、サービス提供者のネットワークの構築の役割を担う「生活支援コーディネーター」の配置を検討し、地域住民の方々や行政と連携を密にした、地域での支え合いの仕組みづくりを検討してまいります。

新総合事業導入に向けた進捗状況につきまして申し上げますと、平成27年度については元気老人サロン等で住民の皆さまとの意見交換会、市民活動支援センター、介護サービス事業所等に対する説明会開催など、事業の周知啓発を図るとともに、町内にある既存の生活支援サービスなどの洗い出しを行っております。

平成28年度には、新総合事業における訪問系・通所系サービスを整備し、12月ごろには新たなサービスに対する利用方法、単価等をお示しし、周知啓発できるよう、準備に取り組んでまいります。

現サービスの削減を目的とするものではなく、利用者の状態等に合ったふさわしいサービスを利用できるよう、新総合事業を検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 答弁ありがとうございました。

再質問に入る前に、介護保険・通所介護を予防給付から廃止することについての、このことについては、形式は変わるけれども介護保険制度の枠内であり、介護保険外ではないかのような説明をよく担当課のほうがなされますが、本当にそうでしょうか。保険給付と地域支援事業とは全く性格の異なるものだと私は考えます。

保険給付は質が担保されますが、事業になると保険上の受給権はないと考えます。財源は確かにさっきおっしゃった介護保険から出ていきますが、サービスを提供するかどうかは町の判断となります。仮にサービスが提供されなくても受給権の侵害にはならないというふうにとられると思います。質や安定性も保障されなくなる、これが今回の改正された内容ではないかというふうに思います。

それを受けまして、先ほど答弁がありましたけれども、1・2については多種多様なサービスを提供する、それを皆さんに選んでいただくということを部長はおっしゃったように思いますけれど、確かに多種多様も必要でしょうけれども、現行きちっとそのサービスを受けていらっしゃる方について、サービスについては利用者

の希望に基づく選択権を保障されなければならないというふうに考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。住民ボランティアへの移行、押しつけるような指導があってはならないというふうに考えますが、その点についてお願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

介護予防給付につきましては、訪問看護、福祉用具等につきましては事業を移行という形で、新しくできる新総合事業とは違いまして、現行どおり介護予防給付として要支援1・2の方に対して給付できるということでございます。

また、訪問介護・通所介護につきましては、新しい予防、日常生活総合事業という形で、新たな多種多様なサービスができるという認識でございます。

現行のサービスが低下することがないということでございますけれども、あくまでも選択していただく中で給付させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） そうしますと、受給者の方の選択権を重要視していただくということで理解をすればよろしいでしょうか。無理やりに、こちらのほうへ移ってくださということはないと理解してよろしいでしょうか。

そして先ほど利用者の負担を現行より軽減をしてくださということを問いで答えておりますけれども、サービスの変更により有償ボランティア等に変えられた場合は負担が増えるということも考えますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） 利用者の単価につきましては、既存のサービスにおきましては介護専門員、ヘルパーさんが行うということで単価が設定されておりますけれども、新たな新総合事業におきましては、例えばボランティアさんが行う場合、資格が云々ということもございますけれども、その辺については利用時間とか基準等も異なりますことから、単価的には幾分下がったといえますか、少ない金額になろうかなというふうには思っておりますけれども、その内容に見合った利用時間、利用基準に応じた単価を設定していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） それについては今ここで私が有償ボランティア云々ということとは言えないかもわかりませんが、それをやる過程においては有償ボランティアありという言葉も出てきて、そういう多種多様な中で出てくることも考えられますので、その点は頭にきちっと入れておいていただきたいというふうに思います。

そして4点目の要援護者の申請権を侵害しないでくださいということで、町できちっと説明をし、十分に聞き取りをして、この人は要介護・要支援の認定が必要です、あるいは必要でないからチェックリストのほうに移ってくださいということをやっていきますということをおっしゃってありました。ですから相談にみえた方を見た目で判断をするのではなくて、さっき答弁にあったような形で、きちっと十分に把握をしていただきたいというふうに思います。

この介護保険の被保険者が給付を受ける権利があるわけですので、要介護、そういうことについて、だめですよということだけは言ってほしくありません。きちっと介護保険料を払って皆さんいらっしゃるわけですので、その方が受けたいという権利だけは、きちっと保障していただきたいというふうに思います。

そして窓口での対応はきちっとした専門職が対応をなさって、いろんな話を聞いていただくのでしょうか。専門職でない方の対応というのもあり得るのでしょうか。そのあたりはどうでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

要介護認定の申請権を侵害しないことということで、先ほども答弁申し上げましたとおり、やはり申請者の希望や内容を聞き取りまして、対応してまいりたいと考えてございます。介護専門職の担当、包括支援センターのほうの担当者によりまして、専門知識を持った者が聞き取りを行っていきたい、また窓口の中身につきましては、一部職員が対応する部分もありますが、専門的なことになれば、その他職種、保健師または専門員によりまして対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） とても大切なことですので、地域包括支援センターの専門職の方で、きちっと対応をしていただきたいというふうに思います。

これからいろんな形で老人が増えますので、対応していただく方も大変かなというふうには思いますが、これはとても大切なことですので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それと先ほど地域支援事業の事業費は3,600万円あるから、その中でやっていますということでしたけれど、ひょっとしたらその3,600万円でも足りないということもあり得るかもわかりませんが、不足した場合においては国に負担を求めるとか、事業費の上限設定を撤廃するように、あるいは本当に足りなければ必要に応じて一般会計からも補填をする、こういうことがとても大切ではないかというふうに思います。

それでこの法案が成立する時に参議院で附帯決議をされておまして、財源の確保を含めた必要な支援をする、そういうことの附帯決議をして、この法案が参議院

のほうで成立をいたしておりますので、お金がなければ、そういうものをきちっと使って事業費の上限設定を撤廃するよう国に働きかけをしていく、そういうことについてはいかがでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

先ほどの必要な事業費で3,600万円でございますが、これは現在第6期の介護保険事業計画の中に盛り込んでおる数字でございます。確かにまだ現時点では数字的には把握しづらい部分もございますので、議員申されますように、予算が足らなくなったらどうするのか、そういった心配もございますので、その辺今後十分検討してまいりたいなというふうに思っております。

また、国への働きかけにつきましても、同様に事業費の確保に向けて要請していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） もしそういうことがあれば、きちっと県を通して国に声を上げていただきたいというふうに思います。

そして常に多様なサービスについてということをおっしゃっておりますが、多様なサービスについても必要な部分もあるというふうに思いますけど、やはり雇用労働者が行う緩和した基準サービスAというのがあると思うんですけど、このAのサービスの場合は安上がりで無資格者がサービスを受ける、こういうものもあります。そうであっては私自身はいけないというふうに思いますが、今後A B C Dかな、そういうサービスの部類がありますけれど、そういう細かい内容については議論されておりますでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

サービス内容につきましては、それぞれ例えば買い物とか家事、洗濯とか調理業務とか、そういったものについては資格等がなくてもボランティアさんとか、例えばシルバーさんとか、そういった方にご利用いただく、サービスを提供いただく場合についても想定しておりまして、専門知識がない方といいますか、日常生活をする上での必要なことに対するサービスも含めておるということで考えてございます。

以上です。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） きちっとしたサービス内容については今後の課題といいたいまいしょうか、今後のことだということですがけれども、いろいろあるわけですので、もちろんボランティアさんやNPOさんをお願いする部分も出てくるかもわ

かりませんけれど、そのあたりはきちっと研究をしていただきたいというふうに思います。

総合事業のサービスの中では、継続的な利用でなくて、一定期間の利用で目標達成後は卒業し、次のステップへ移行し、自立への自己努力を迫るものだというふうに一方では私理解いたしておりますけれど、こういうことがあっては私はならないというふうに思うんですけれど、そのあたりについて見解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

あくまで介護予防の中の事業として位置づけられておまして、要支援1・2の方が改善されれば自立という形で、よくなるという方向へ向けていただくということになりますので、あくまでも重くなるとか、そういう方については要介護のほうに移行される方もありますけれども、基本的に介護予防サービス事業という位置づけで、自立に向けた支援という形を考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） わかりました。若干見解が違いますので、卒業して自立ができればいいですけど、逆なケースもあり得るかもわかりませんので、そうすることによって重くなって要支援が要介護のほうに回るということも、なきにしもあらずですので、そのあたりはきちっとしていただきたいというふうに思います。

それとボランティアによるサービスB型の件ですけど、これについては全面否定はいたしません、ホームヘルプやデイサービスの代替えとしての位置づけだけはやめていただきたい。それを使うなら現行の相当サービスのプラスアルファとして、ボランティアの特性を生かしていただきたいというふうに考えますが、その件についてよろしく願います。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

その辺につきましても十分検討させていただいて、今後の事業に盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 平成29年4月から実施をされるわけですので、まだ平成28年、1年みっちりあるわけですので、いろいろ課題がたくさんあるというふうに思います。それを一つ一つきちっとクリアをしていただいて、本当に要支援者の皆さんが、これを受けてよかった、あるいは要介護の皆さんが、ああよか

った、そんな介護にしていきたいし、介護保険料をたくさん払っていただいているわけですので、私が介護保険料を払っている分はここに生かされているんだ、そういうふうになるような形で研究を重ねていただいて、東員町のきちっとしたものをつくっていただきたいというふうに思います。隣の桑名市においては今進められておりますけれど、数々の問題が出ているということをお聞きいたしております。そういうことがないように研さんを重ねていただきたいというふうに思います。

2点目に入ります。オレンジバスです。

平成17年4月に運行開始したオレンジバスは、6月25日に述べ乗車人員が100万人に達しました。その件については広報とういん9月号に紹介されております。

通勤通学の利便性を図るために昨年10月から朝夕便と昼間便の形態となり、笹尾・城山線、稲部・三和線、穴太・中上線での運行となりました。まもなく1年となりますが、団地の皆さんからは2時間に1本になり大変不便になり、外に出る楽しみが減りましたという声がたくさん寄せられました。行政にもたくさんの声が届いていたと思います。

次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目はこの間の利用状況をお示しくください。問題点についてはどのようなのですか。

2点目は、基本的には前年度の運行業務委託料並みで運行いたしております。委託料を増額して、利便性や乗客数を増やすことについてはいかがでしょうか。

3点目は、オレンジバスに乗って外出することは、高齢者の皆さんにとっては健康づくりにもなりますし、町民の皆さんとの交流の場でもあります。どんな時間帯に利用されるのか、乗車してみて、病院・買い物、どこへ行かれるのか、まちの催し物に利用されるのかなど、利用者の声をもっともっと聞いてください、調査してください。乗客の声をどのように調査されているのか、総務部長の答弁を求めます。

○議長（山本 陽一郎君） 斎藤総務部長。

○総務部長（斎藤 博重君） オレンジバスについてのご質問にお答えします。

昨年10月から運行開始しました新路線の利用状況は、運行開始の10月から本年7月までの10カ月の実績でございますが、各路線での1日平均は、朝夕便の南北線が71.6人、東部線が8.7人でございます。昼便の笹尾・城山線が135.3人、稲部・三和線が66.2人、穴太・中上線が41.4人で推移しております。

全路線の年度比較でございますが、平成25年度が11万1,754人で、平成26年度が12万5,713人と、1万4,000人程度の利用者が増加しております。

また、朝夕便の通勤通学利用では、旧路線と比較いたしまして、朝便では横ばい、夕便では7割程度増加をいたしております。



次に平成25年11月にオープンいたしましたイオンモール東員の効果でございますが、平成25年の4月から9月と平成26年の同じ月の利用者数を比較しますと、2割から3割の増でございます。この中身は、従業員を含めたイオンへの利用者、こちらの増と考えております。

新路線の問題点につきましては、いなべ整形外科、カネスエ、サンシへの利用や東員駅での乗り継ぎが不便になったとのご意見・ご要望をいただいております。

今後のルート・ダイヤの変更につきましては、先の島田議員のご質問にもお答えを申し上げたとおり、住民の方のご意見・ご要望や利用状況も踏まえまして、平成26年9月までの旧路線のよいところも勘案しまして見直してまいりたいと考えております。

次に2点目の委託料を増加して利便性や乗客数を増やすことについてのご質問でございますが、バスを購入しましてルート・ダイヤの充実を図ることは、確かに手段の一つではございますが、バス1台の購入費用はおよそ2,000万円弱、また日常の運行経費にも年間2,000万円程度が必要と考えております。あわせて現在のオレンジバス3台、こちら購入から10年目を迎えておりまして、エンジンなどの車両の主要部分の修繕が必要になってきております。

このような状況からオレンジバスを今後どうしていくのか、買いかえの時期には、バス以外の手段で運行を補う手法なども検討してまいりたいと考えております。

3点目の利用者の声についてのご質問にお答えします。

新路線運行後、シニアクラブの集まりの場やバス車内で直接お聞きしたり、役場に設置のつぶやきポストやメールでも、問題点として申し上げましたようなご意見をちょうだいしております。

また、本年1月と6月に、新路線の利用状況を把握するためのバス停の乗降調査に合わせまして利用者アンケート調査を実施しております。平日のルートの評価といたしましては、朝夕便の南北線はよくなったとの回答を44%いただいております。その反面ですが、全体的には不便になったが50%で、よくなったが25%でございました。

3台のバス車両で公平に地域を回って、利用者全ての方に満足をいただく編成はやはり難しいものがございます。先に申し上げましたとおり、いただいたご意見を参考としまして、見直しに活用させていただく予定にしております。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 総務部長から答弁をいただきました。

先ほど総務部長が数字を述べていただきましたが、その数字については担当課として予想どおりの数字なのか、少なかったのかどうなのか、そのあたりについ

ではどのように分析されておりますでしょうか。それをお願いしたいというふうに思います。

それともう1点は、オレンジバス3台で、バスそのものが10年を経過しているということで、今後のあり方については若干、総務部長から答弁がありました。ここで今、答弁としてできないかわかりませんが、担当課では来年に向けて具体的にこういうふうをしたい、例えばバス1台を民間に委託するとか、今のようない方式ではなく、あるいはよく島田議員がおっしゃっている福祉バスに切りかえをするとか、そういうような具体的な話し合いというのはなされているのかどうか、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（山本 陽一郎君） 総務部長。

○総務部長（斎藤 博重君） 現在の利用者数の感想ということ、こちらにつきましては1年前、平成26年度よりはやや下回っておるんですが、今のルートに対して利用者が慣れてきていただいている、そんな理解をしております。

それと少ないところでも新たに走らせたところには、朝一番の通勤通学利用が新たに出てきております。ただ、確かに朝便と夕便の利用に大きな差が生じてきておるのも事実でして、利用者数の多いところに集中させてしまいますと、この3台を運行のままで全ての全域を走らせることはまず不可能、そんな理解をしております。

ただ2点目ですが、3台の車両につきましては、今走らせておる朝夕便なり、非常にわかりにくくなった運行、定時制ですね、同じ時間に同時制というのは現在の3車両では不可能という理解をしております。

ただ、先ほど申し上げましたように、もう1路線とか、もう1台ということには、やはり非常に大きな予算の問題が出てまいりますので、安易に1台増やすということは今のところは考えてございません。その中で新たな朝便の利用増とかを踏まえて、再度ルートを見直す必要はあると思っております。

もう1点、先ほど車両が10年で相当傷んでおる部分があるとすると1台2,000万円、それを買いかえを3台までは少なくともしていかないといけない。では次に4台目となると、やはりどうしてもそこには予算上かなり難しいのかなど。見通しとしては今現在そのように思っております。議論はこれから地域公共交通ガイドを含めてご意見をいただきながら、あとアンケートを分析して判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） もちろんオレンジバス1台2,000万円、3台購入すれば6,000万円という大変な金額になりますので、そのあたりについては、まだまだ議論されていかなければならないというふうには思いますが、オレンジバスができて10年になって、多くの皆さん、あるいはよそから来た皆さんも、

オレンジ色のバスが町中を走っていればホッとする部分もありますし、もう大分、風物詩に、色がオレンジですので、この田園風景の中にはスッと入っていつているように思います。

ですからゼロにということはないというふうには思いますが、しっかりといろんな皆さんの声をきちっと吸い上げていただいて、それこそ公共交通の会議プラスアルファいろんなところでの声を拾っていただきたい。利用されない方も将来年をとった時に乗るということも考えられるわけですので、利用されていない方にもアンケートをとっていただく、あるいは声を拾っていただく、そして町が開催するいろんな催し物の場においても、そういうアンケートをしていただくのも一つの手ではないかなというふうに思います。

そして3点目ですけれど、オレンジバスを活用して町民の健康づくりに寄与していただきたい、これは政策課だけで考えるのではなくて、健康ですので健康福祉課、あるいは産業課、そして社会教育などと連携をとることがとても大切ではないかと思えます。乗客を増やすための方法論です。桜やイヌナシ、東員八重山桜、山田溜の睡蓮、万助溜の蓮、コスモス、瀬古泉のもみじなど、四季折々に目を楽しませるものが町内に散らばっているというふうに思います。

バスに乗り、そして歩いて体によい刺激を与え、友人の輪も広がります。おまけにポイントカードなどを発行していただければ楽しみも増えて、皆さんが東員町を愛する、東員町でよかった、あるいは健康になった、そういうものをぜひ考えていただきたい。私はこんな発想をし、乗客を増やすことも一つではないかなというふうに思います。もちろん、朝夕便で通勤通学の皆さんの利便性を拡大することはとても大切ですが、それ以上に東員町のまちをもっともっと知っていただく一つの手段としての発想として、私はこのようなことを考えてみましたがいかがでしょうか、お願いをいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 総務部長。

○総務部長（斎藤 博重君） ありがとうございます。確かに北勢線では、これまで歩け歩こうとか史跡めぐりとか酒蔵めぐり、そういったことをやってきておりました。バスについては確かに余裕がなかったこともあるのかと思うんですが、このイベント、健康づくりに、どこどこめぐりというのをやってきておりませんでした。

ご提案いただいた内容は、新たな私どもバスの展開として有効に活用できるんじゃないかと思っております。今すぐとは、結果言えませんが、取り組んでいきたい、またいろんな行事の中でバス利用の活用もお願いをしていこうと思っております。できるだけご意見を生かしていけるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 3点目に入る地方創生とも関連をいたしまして、東員町をもっともっと愛していただく、住んでよかったといえる、そして健康づくりをすれば、おのずから医療費も5かかっていたのが4.5ぐらいになることだつてあり得るわけですので、総合的にこのオレンジバスを考えていただきたい、政策課だけのものでもありませんので、本当に全課を上げて何が取り組んでいけるのか、乗客を増やす手だてとして、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

その点について、よろしく願いいたします。

3点目は地方創生について。

地方創生政策は我が国の少子高齢化に対処し、人口減少問題の克服と経済成長力の確保を課題として始まりました「まち・ひと・しごと創生法」が2014年11月28日に交付され、人口についての国の長期ビジョンと国の総合戦略を考慮して、各地方自治体が地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定することになりました。

東員町においても8月24日に、東員町人口ビジョン（仮称）骨子案の説明がありました。政策的増加人口の実現性を裏づけるには所得政策と雇用、就業政策や自然環境、子育て環境を含む地域社会の住みよさが必要となると考えます。東員町の基本的な方向として、1. 出生率の向上を早期に促す、2. 子育て世帯の負担を軽減する、3. 町の魅力を高め、転入促進を進めるとなっています。

人口減少対策は小手先の対策では不十分であり、地域経済・社会構造全体の改革と政策全般の抜本的見直しが欠かせないと思います。何よりも地域の持続可能性を担う次世代の人づくりだと考えます。

このような観点に立って、次の3点についてお尋ねをいたします。

1. 地方版総合戦略の策定期間は2015年度末となっていますが、短い期間ですが、住民の声を反映させることはできますか。

2. 手引きには幅広い年齢層からなる住民をはじめ各行政機関、教育機関、金融、労働団体、メディア等で構成する推進組織の重要性が指摘されていますが、一般住民も参加して政策の策定をすることも、とても大切だと考えます。東員町における策定委員会の構成を伺います。

3. 国の総合戦略は4つの分野です。1つは地方における安定した雇用を創出する、2つ目は、地方への新しい人の流れをつくる、3つ目は若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4つ目は時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する政策分野ごとになっていると思います。地方自治体は地域住民のための総合行政体ですので、仮に中央がたて割行政であっても、地域では総合化しなければならないと思います。地域の課題・特徴を見きわめて政策横断的な総合的な基本目標を明確にすることが必要であると考えます。

その点についてどうでしょうか、総務部長の答弁を求めます。

○議長（山本 陽一郎君） 齋藤総務部長。

○総務部長（斎藤 博重君） 地方創生についてのご質問にお答えします。

一昨日の人口減少問題でのご質問でもお答えをさせていただきましたとおり、地方創生関連につきましては現在、東員町人口ビジョンの策定と、これを踏まえた今後5カ年の東員町総合戦略を、今年度中の完成を目指しているところでございます。

ご質問の住民の声を反映させた住民参加での策定でございますが、総合戦略の策定に当たりましては、住民代表をはじめとしまして、企業や教育関係などの代表者で構成する「東員町まち・ひと・しごと創生懇談会」を8月に立ち上げまして、これまで2回の懇談会を開催し、戦略に盛り込む施策等について、ご意見をお聞きしております。

具体的なメンバー構成でございますが、住民代表としまして子育て中の母親の方、農業関係者、産業界では商工会、観光協会や町内の企業の女性の方、行政機関としましてはハローワーク桑名、教育関係からは大学教授、金融機関として百五銀行と、さまざまな立場の方にご参加をいただいております。

また、今回の委員の人選では、東員町に住んでおられる、または町内で働いておられる女性8名を人選をしております、ここが特徴がある点でございます。

次に、自治体の自主責任で総合的基本目標をつくることについてのご質問でございます。地方版総合戦略は、地方自治体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に応じながら一定のまとまりの政策分野ごとに戦略の目標を設定しまして、この目標の達成に向けて施策を盛り込むことが肝要であると考えております。

これらを踏まえながら、懇談会での女性委員からは、男性の子育て参画や行政の子育ての支援の充実などの施策がなければ2人目等の出産はあり得ないなどの切実なご意見をいただいております。本町に適した施策を盛り込んでまいりたいと考えております。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 総務部長から答弁をいただきました。

今回は創生懇談会ということで2回進められておまして、15名のうち女性8名でよろしいでしょうか。子育ての母親、あるいは農業をやっている方、あるいは東員町在住の方ということで、今まででしたらいろいろな会議、総合計画とか、いろいろなものをつくるときには、結構自治会とか体育協会さんとか、そういうものの団体での構成というのが非常に多くて、なかなか本当の住民の皆さんの声を聞くということがなかったように思います。

ですから住民が参加をして、そういうものにかかわっていけば、自分たちの思いがそこに反映をされるわけですので、仮にその計画がうまくいかなかったとしても、自分たちの責任において、じゃあどうすればいいのかなという形になって、よりよいものをつくられていくような、そういうことを私は今、思いました。

今回の創生懇談会が女性8名を入れていただいた、そういう点については評価をしたいと思います。ですから創生懇談会が本当のきちっとしたものをつくっていく、責任を持ってつくっていく、そして多くの皆さんの声をきちっと聞いていく、そういう役割を最後まで果たしていただきたいというふうに思うものです。

そういうことでよろしくお願いをしたいというふうに思います。住民の声を丁寧に反映させるということは、とても大切だというふうに思います。

そして今回、役場内の体制についてお尋ねをしたいというふうに思いますが、この人口ビジョンについては政策課だけに任せるのではなくて、各担当課を置き、各課の課題や意見や意思を反映させる全庁的な体制というのとはとられているのかどうか、お願いをいたしたいと思います。

○議長（山本 陽一郎君） 総務部長。

○総務部長（斎藤 博重君） 全庁の形態としましては町長が本部長ということでトップになりまして、課長職以上全員がまず構成メンバーで本部会議を構成しております。これまで4回の会議を実践をしてきております。ただ、実際の施策につきましても、どうしても課長職以上となりますと年齢も高い、今後の町政の展望としましては、やはり若い世代の政策の意見を吸い上げるということで、本部会議は課長職以上でございますが、意見の吸い上げ等については、中間等に下ろしながら意見を吸い上げるというやり方をしております。

以上です。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 町長を筆頭に本部会議が開かれて、課長以上ということにして、今、斎藤部長は若い人の声もきちっと聞いてやっていかなければいけないということをおっしゃっていましたが、やはりそれがとても大切だというふうに思いますので、大変でしょうけれども、職員の若い皆さんのいろんな発想というのをくみ取っていただきたいし、聞いていただきたいというふうに思います。

若い人の声というのは庁舎内の課に限らず、それは町民の皆さんも同じようなことが言えるのではないかというふうに思います。地域資源の利活用とか新しい皆さん、外部者の皆さんからの声や若者の斬新な声というのをぜひ拾っていただきたいというふうに思います。

そういう声を拾うのには、多分、先般、地方創生に関するこういうアンケートをなさっております、8月10日までということでしたので、そういう中にいろいろ書かれているのかなというふうに思いますが、今まだ、このアンケートは途中かとは思いますが、返ってきた率ですね、何通出して、いつまでに回答をまとめていられるのか、そのあたりについてお願いをしたいというふうに思います。

○議長（山本 陽一郎君） 総務部長。

○総務部長(斎藤 博重君) 住民の皆さんの意見を聞く部分につきましては、懇談会のほかにアンケートということで、今回まず町内在住の中学2年生、ここが221票、次に高校生世代、これが700票、大学生の世代、1,338票、次に町民としましては24歳から50歳までの住民の皆さん、次に今回初めてさせていただいたのが、転入・転出を3年の間にされた方に対してアンケート調査をしております。転出が配布数400票、転入が400票、合わせまして合計で5,559票の送付を行っております。

このうち戻ってきております回収数ですが、2,424票ということで、現在43.6%の回収をしております。

分析につきましては8月で一旦締め切っておるんですが、回収率が、こちらとしてももう少し欲しいということで、督促というんですか、お願いをして催促をさせていただいて、集計をできるだけ多く吸い上げるという形で、もうちょっと待っておる状態です。

ただ、これにつきましては9月、この後、集計票等を作成して次の会議に生かしていく予定をしております。

以上です。

○議長(山本 陽一郎君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) ありがとうございます。

半分にはなりませんけど、43%の回収ということで、これでは少し寂しいのでということをおっしゃっておいりましたので、住民の声を拾うということはとても大切なことですので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

たまたま9月号の中に東員町の第5次総合計画のアンケート調査ということで、お願いをしますということが書いてありますけれど、その中の文言として、あなたの声がまちづくりに生かされますよとか、今後のまちづくりに生かしますのでご協力くださいとか、文章の中の表現として、そういうことをぜひ使っていただきたいというふうに思うんですけれど、やはり皆さんに調査を依頼するわけですので、その声が本当に生かされるのかどうなのかわからないと、なかなか協力は難しいというふうに思うんですね。ですからそういう文章についても、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それとまちづくりについてですけど、これは町長にお尋ねをしたいというふうに思います。ちょっと時間がないので、お願いをしたいというふうに思います。

島根県の隠岐諸島の海士町ですけど、ここはないものはないと嘆かずに、島ごとブランド化構想によって地域が非常に元気になっています。島づくりは物づくりではなくて、人づくりが最重要課題だということを山内町長はおっしゃっておいまして、人のつながりを大切に、無駄なものを求めず、シンプルで満ち足りた暮らし

を営むことができることを住民とともに作り上げていくのが地方創生ではないでしょうかということをおっしゃってありました。

そしておもしろいのは、ないものはないという名刺を職員の皆さんが全部、その文言が書いてあるわけなんです。そして町のPRポスターにも、ないものはないというポスターです。そして町長自ら日本全国のイベントに出向いて、この海士町をPRなさっております。

それで町長に、先ほども副町長がいらっしゃるから積極的に今後外へ出ていきたい、いろんな東員町を発信していきたいということをおっしゃってありました。先般8月7日に総建の研修で河南町へ行った時に、町長が9枚の厚い名刺を皆さんに配られました。それを見て非常にびっくりをしました。そういうアイデアも、町長としてぜひ考えていただきたい。

そして東員町には、よく町長がおっしゃる文化がすごくすばらしいです、日本の第九をやってます、こども歌舞伎をやってます、日本一小さなナローゲージの黄色い電車も走ってます、だから名刺に使う言葉というのはたくさんあるというふうに私は思います。ぜひ町長に東員町をもっともっと元気にする、人口を増やすための町長としてやらなければいけないことについて、お尋ねをいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） 今回の島根県の町のお話、大変いい話だと思いました。我々がやらなければいけないのは、背伸びすることではなくて、身の丈に合ったまちづくりを町民の皆さんと一緒に進めていく。ここで大切なのは、思い、それからいろんな情報を共有するということが大切だというふうに思っております。

そういうことで今度の町民懇談会、地域別にやるんですが、それもさせていただきたいと思いますし、また、今おっしゃっていただいた私の名刺が、今、北勢線を使っているんですけど、その後ろに北勢線は日本一狭い軌道で云々という能書きを書いてあるんです。名刺は少し能書きを書いた名刺を使うようにしておりますので、北勢線のやつは随分使ってますので、また別のやつにもまた能書きを書いて使えればなど。その前には子ども歌舞伎の能書きの書いたやつを使ってたんですが、そういうことで少しずつ変えていこうかなと。できるだけ発信するようにしたいと思いますし、そういうものも、何か町のものも考えてみたいというふうに思っております。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） ぜひ町長がトップセールスをしてもらわないことには、東員町のトップセールスを町長がやっていただくということで、副町長も来ていただいているわけですので、お願いをしたいというふうに思います。

ですから名刺は1枚に限らず、さっき言ったように9枚もパッと出されれば、おおっと思うような、そういうインパクトのある方法だってあるというふうに思いま



す。ですから積極的に東員町をPRするために、町長がとにかく一歩も二歩も前へ出て、しっかりとやっていただきたいと思います。

どうぞ水谷町長が東員町のブランドになるように、そして町民の声をしっかり聞いたまちづくり、人口ビジョンというのをつくってください。

以上です。